

令和6年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（1日目）

福島再生加速化交付金、
福島生活環境整備・帰還再生加速事業

令和6年11月14日（木）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：柴田行政改革推進本部事務局次長

有識者：伊藤伸委員（取りまとめ）、石井雅也委員、伊藤由希子委員、水戸重之委員

府省等：復興庁、財務省

武藤行政改革推進本部事務局長

山口行政改革推進本部事務局次長

○柴田事務局次長 それでは、ただいまより「福島再生加速化交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業」について議論を始めたいと思います。

議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただく有識者を御紹介させていただきます。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクター、伊藤伸委員です。

太陽有限責任監査法人代表社員、石井雅也委員です。

津田塾大学総合政策学部教授、伊藤由希子委員です。

TMI総合法律事務所パートナー弁護士、水戸重之委員です。

なお、本テーマの取りまとめは伊藤伸委員にお願いをいたします。

出席省庁は復興庁でございます。

このテーマ、平大臣は公務のため欠席をさせていただいております。

なお、本テーマにつきましては2つの事業を対象にするということでございますので、時間、若干長めに75分程度を予定してございます。

それでは、議論に入ります。

まず初めに、事務局から主な論点などについて説明をいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

まず1ページ目を御覧ください。

現在は「第2期復興・創生期間」の最中でございます。資料の下のピンク色の部分の原子力災害被災地域につきましては、事故収束及び環境再生に向けた取組と今なお課題が残っておりまして、令和3年度から当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととなっております。

2ページをお願いいたします。

令和6年度の復興庁予算の概要でございます。復興庁からの事前説明によりますと、現在、毎年5000億前後の復興予算は、岩手、宮城向けはかなり縮小しており、復興の8割以上が福島向け、そのうちかなりの部分が原発事故で被害を受けた沿岸部向けということでございました。

3ページをお願いいたします。

福島再生加速化交付金の概要です。原子力災害被災12市町村等の復興・再生の加速化を

図るものでございます。具体的には帰還・移住等環境整備、長期避難者生活拠点形成等様々な事業に対しまして交付金の交付を行っております。資金の流れとしまして、国から福島県や直接12市町村等へ交付しております。

4 ページをお願いいたします。

福島再生加速化交付金のうち、帰還・移住等環境整備について、この資料で多くの事業があることを示しておりますが、この交付金の交付額の8割以上は帰還・移住等環境整備が占めておりまして、その半分弱は農業施設等の整備関係となっております。

5 ページをお願いいたします。

福島生活環境整備・帰還再生加速事業の概要です。福島の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策、こちらは具体的には火災防止のための除草、防犯・防災パトロール等でございます。国がこうした事業にかかる費用を全額負担し、市町村等へ実施を委託しております。

6 ページをお願いいたします。

福島再生加速化交付金の長期アウトカムについて、行政事業レビューシートの記載例を3つ示しておりますが、目標値が具体的に設定されていない事業項目が散見されており、事業評価が困難と考えられます。

7 ページをお願いします。

以上を踏まえまして、主な論点、3つ御説明いたします。

まずは総論です。「第2期復興・創生期間」における本事業の成果や課題の検証を確実に行った上で、令和8年度以降の取組を実施すべきでないか。また、アウトカムの成果指標や目標値が未設定・不十分であるため、事業の検証が困難なのではないか。

続きまして、福島再生加速化交付金についてでございますが、全ての事業・対象地域において国の負担となっているが、各地域の復興の状況を踏まえ、支援先の重点化等を図ることで、より効果的かつ効率的な事業とするための改善が必要ではないか。

最後に、福島生活環境整備・帰還再生加速事業についてですが、除草や防犯パトロールを国が事業主体となって市町村に委託するという現在の形式は相当特殊なものであり、より効果的かつ効率的な事業とするために事業の在り方について見直しが必要なのではないか。

事務局からは以上でございます。

○柴田事務局次長 続きまして、復興庁から事業概要等について御説明をお願いいたします。役職、お名前をおっしゃってからよろしくをお願いいたします。

○復興庁 復興庁加速化交付金班の参事官をしております渡辺でございます。よろしくをお願いいたします。

では、資料の説明を始めます。

まず、この加速化交付金は、原発事故のために避難指示が行われた地域の復興を加速するため、多様な事業メニューを大きくくり化することで、より広くきめ細かなニーズに対応するために創設されたものです。

では、資料、1ページ目、お願いします。

1ページ目は全体の概要です。

2ページ目、お願いします。

2ページ目は1ページ目にある資金の流れを詳しくしたものになります。

3ページ目、お願いします。

加速化交付金のうち、先ほどの説明にもありましたが、配分の大宗を帰還環境整備という避難された方に戻っていただくための事業、こちらが占めておりますので、その概要になっております。

4枚目、お願いします。

こちらが事業メニューの一覧です。

5枚目以降は帰還環境整備の詳細になっておりまして、5枚目、お願いします。

こちらが活用状況をまとめたもの。

そして、6枚目、7枚目、円グラフが続きますけれども、分野別、省庁別の配分実績。

それから、8枚目から12枚目は配分実績の多い農林水産省、国土交通省、経済産業省の代表事業として農業用施設、一団地、産業団地の整備事例の紹介になっております。

13枚目、14枚目は自治体側から見た配分実績についての資料となります。

次に15枚目、16枚目は事前に委員から御要請のあった資料ですが、まず15枚目の左側は各自治体の面積に占める避難指示区域の面積をイメージとして示しています。また、縦線部は帰還困難区域になります。

続いて、16枚目ですけれども、上段が人口に関するもので、G列は避難指示がなされた地域の住基人口に対する実居住人口の割合、下段は総生産額に係るもので、震災前の平成22年のものと直近の令和3年のものを比較したものになります。

最後に、各事業メニューの補助率等を一般化したものをこの後のページに用意してございます。

先ほど主な論点の説明がございましたが、12市町村においてはまだまだ避難者の帰還も終わっておらず、帰還を加速するためにも復興庁としてはこの交付金での支援が重要と考えております。なお、政府の復興の基本方針において、来年度までに各事業の効果検証を行い、復興事業全体を見直すこととなっており、この加速化交付金についても検討を行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。

○復興庁 続きまして、生環加速事業について御説明をさせていただきます。

復興庁移住・生環加速班担当の参事官の金谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、この福島生活環境整備・帰還再生加速事業につきましては、原発事故のために帰還困難となった地域につきまして、道路、下水道といった公共施設の復旧、あるいは我々、荒廃抑制と呼んでおりますけれども、除草や防犯パトロールなどを実施しているところでございます。いまだに帰還困難区域として避難指示の解除が行われていない地域が多くあり、復興庁といたしましては、この事業の使命はまだ十分生きており、今後も続ける必要があると考えているところでございます。

資料のほうでございます。1枚目のところ、こちらが事業の概要でございます。先ほど事務局から御説明していただいたとおりでございます。

それから、2枚目と3枚目が、こちらが当事業で取組をまとめたものでございます。

2枚目のほうが、こちらのほうがインフラ整備の関係でございます。

続きまして、3枚目のほうを御覧いただきたいと思ひます。

3枚目のほうでございしますが、こちらがインフラ整備以外の部分でございまして、先ほどの主な論点で取り上げられました除草や防犯パトロールの取組などもこちらのペーパーで紹介させていただいております。向かって左側の一番下「(1) 荒廃抑制、保全対策①」の中で除草の事業を取り上げております。また、右上の「(2) 荒廃抑制、保全対策②」、こちらが防犯パトロールとなっているものでございます。

それから、4枚目に移っていただきますと、こちらのほうが自治体ごとのこれまでの執行実績となっておりますので、御参考にしていただければと思っております。

先ほど主な論点の御説明がございましたけれども、加速化交付金と同様、12市町村におきましては避難者の帰還も終わっておらず、復興庁といたしましては引き続き除草や防犯パトロールといった事業が必要だと考えております。

なお、政府の復興の基本方針におきまして、来年度までに各事業の効果検証を行い、復興事業全体を見直すこととなっておりますので、この生環加速事業についても検討を行ってまいります。

私からの説明は以上でございします。よろしくお願ひいたします。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思ひますけれども、2つの事業がございしますので、有識者の先生方、発言されるときには可能であればどちらの事業についてのコメントなのかと、あるいは両方共通に対するコメントなのかというようなことが分かるように御発言いただければ幸ひでございます。

では、よろしくお願ひいたします。どなたからでもどうぞ。

では、まず水戸委員、お願ひします。

○水戸委員 水戸でございます。御説明ありがとうございます。

私のほうからは加速化交付金のほうを先に伺えればと思います。復興庁の御用意いただいた資料の1-5、加速化交付金の活用状況をまとめていただいているかと思います。このうち、国費5247億円が累計で配賦されていて、この明細を下の主な活用事例で見ると■の4つ目、農林水産業再開のための環境整備に約半分弱の2340億円が使われている。うち、下にあるさらにその内部ですけれども、農地等整備や農業用施設・機械等整備に1500億円ぐらいということで、農業の整備が中心になられているのかなと思うのですが、金額もちよっと多いもので、具体的にどんなことをされているのかというのを伺えますでしょうか。

○復興庁 御質問ありがとうございます。

まず農地等整備ですけれども、圃場整備といいまして、営農再開ができるように農地の整備をします。また、営農再開に当たっては今後、大規模にやっていったほうが効率的ですので、できる限り大規模化も併せて整備をしております。農業施設・機械等整備については、農業生産を行った後にそれを出荷したりだとか、それから、さらに付加価値をつけて加工したほうがより高く売れることになります。また、農業生産には機械も必要になってきます。そういったものについて市町村がこういったものを整備し、それを地元で農業をやってくださる農業者のグループだとか、それから、農業法人だとか、そういったところに貸与するというような事業になっております。

○水戸委員 ありがとうございます。

最後の貸与という部分なのですが、これは無償貸与と理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○復興庁 はい。先ほど事業の流れというものがあまして、復興庁が直接やっているものと交付官庁に移し替えをして各省が実施しているものがあります。帰還環境整備の場合は復興庁が直接やっているものはあまり多くなくて、それぞれ所管官庁、交付官庁が執行しております。この事業ですと農林水産省になりますが、農林水産省に聞いてみたところ、市町村と借り受ける者との契約にはなっているけれども、聞いた限りでは無償のところが多かったと聞いております。

○水戸委員 ありがとうございます。

もう一点だけよろしいでしょうか。頂いた資料の1-9でしょうか、引き続き農業用施設の話なのですが、これは分かりやすく市町村ごとに何をされているかというのが分かるのですが、それぞれ個性があるとも言えますし、重なっている部分があるかなとも思うのですが、この辺を何か統一的にどこの市町村では何をやるのか何に出すみたいなのをコントロールされているということはあるのでしょうか。あるいはそれほどこの役割にな

るのでしょうかね。

○復興庁 現時点では必要なものが整備されている状況でして、今後増えてくると重複というようなこともあるかもしれません。実際、この事業計画は各市町村がつくって県と一緒に上げてくるのですが、例えば地元の農産物は5割以上使わなければいけないとかそういった条件もありまして、農水省のほうでその交付要綱に照らして、この施設がその地域の農業生産にメリットがあるかというようなことを審査した上で採用してきております。ですので、そういった形で無駄なものは造らないような仕組みにはなっていると考えております。

○水戸委員 ありがとうございます。

もちろん当初の混乱期では市町村ごとの発信で何が必要かに従って御検討されてきたでいいと思うのですが、だんだん広域的な活動というのか、計画に基づいて考えていく時期にそろそろ来ているのかなという気もしますので、その辺り、またお考えいただければと思います。

一旦私から以上です。

○復興庁 すみません、せっかくなので1つ御紹介させていただきたいのですが、28番に富岡町のたまねぎ集出荷施設というものがあります。これは、この地域、例えば浪江町からもこの富岡のたまねぎ集出荷施設に出すようになっておりまして、この地域のJAで町を横断した生産組合のようなものができていて、また、実際出荷する場合にはある程度ロットがまとまったほうがブランディングにもなるし、それから、一緒に大がかりな施設を使ったほうがより例えば廃棄率を防げるとかそういったメリットがありますので、そういった動きもあります。そういった優良事例を横に展開していくようにはしていきたいと思っております。

○水戸委員 なるほど。既に現場レベルでは連携の動きがもう出ているので、それを広げていくというか、さらに深めていかれるということでしょうかね。ありがとうございます。

○柴田事務局次長 では、伊藤伸委員、お願いします。

○伊藤（伸）委員 伊藤です。よろしくお願いたします。

総論のほうをお聞きしたいと思うのですが、その前に今の水戸さんのお話の続きになるのですが、先ほどの御回答で、個々の市町村からの計画に基づいて出しているというところ、できるだけ無駄のないようにというお話だったかなと思うのですが、一個一個の市町

村単位でいくとそうなるけれども、広域であったりとか複数の市町村で農業施設の整備であったりとか広域連携みたいなところはこのスキームではやってもいいということになるのでしょうか。何を言っているかという、これは総論のほうにつながってくるのですけれども、この事業の大きい特徴は10分の10、全額国負担でやっているからこそ、できる限り効果的、効率的にやるというのは当然のことだと思うのです。その中で複数の市町村で似たような施設があって、結果的に稼働率が低いというようなことにならないようにはしたほうがいいなという中での御質問なのですが、いかがでしょうか。

○復興庁 まず、その農業施設の整備に関しては東日本大震災復興交付金という福島再生加速化交付金になる前から始まっているものでして、当時は地元のことを一番よく分かっているのが市町村であり、その地域の農業の復興に責任を持つのは市町村だという考えで市町村がそれらを整備して農業者に貸与するというような仕組みになったそうです。

それから、先ほど帰還困難区域の面積が徐々に減ってきているような図をお示しましたが、これまではまず避難指示が解除できるところを解除した後に、どうやってその帰還困難区域を減らしていくか。まずはその地域の拠点となる地域を指定して、そこから除染をして解除を始める。その後は、なかなか人がたくさん住んでないけれども、帰りたいたいと思われている住民の方がいらっしゃればそこを特定帰還居住区域として優先的に除染をして避難指示の解除を目指す。そういうように少しずつ事業ができるところが徐々に増えてきているところになります。今、ちょうど来年度が「第2期復興・創生期間」の最後になります。そこで改めて復興施策全体を見直すということになりますので、そこでこれまでどうだったのかということを見直すに当たって、今の御指摘のようなことも踏まえてやっていければと思っております。

○伊藤（伸）委員 ありがとうございます。

もうまさに最初のお話にもあったように、来年度までに一度見直しをした上で、ただし、これは前提の話にもなりますが、私、今年の6月にも福島に行かせていただいているいろいろ見せていただいたのですが、そのときにもまだまだ、もちろんこれは場所によってかなり違いがあるな、東北3県の中でも大きい違いがあるし、福島県内の中でも違いがあるなどいうことは行って見て感じました。政府としてもまだ第2期の復興期間でもあるし、福島に限って言えば原子力災害被災地域として令和13年度までおおむねそこまではやっていくというところでまだ途上だということは前提という意味でなのですが、ただ、その中でも10年以上経過をしている中で、では、どこまでが改善してきているのか、復興してきているのかというところのフォローアップはやはり必要ではないかなと感じています。

その上で、先ほど少し申し上げましたが、今回取り上げられているこの加速化交付金の事業は12市町村全ての地域で全ての事業について10分の10、国負担になっている。これはどういう経緯でこういうようになっているのか。最初からある意味、もう復興期間はずっ

とやるものだと決まっているものなのか、先ほどお話があった来年度までの検証の中ではこの後の見直しもあり得るのか、事実ベースで構いませんので教えていただけますでしょうか。

○復興庁 まず事実ベースでなぜこれらの市町村が対象になっているかは、福島特措法、福島復興再生特別措置法に規定されております。ですので、今後どうしていくかに関してはまず法律をどうするかということもありますし、それから、先ほど行革事務局の説明で復興予算全体の資料がありましたけれども、加速化交付金は額も大きいですが、単体で完成するものでもございません。一例を出しますと、産業団地の整備がありますけれども、加速化交付金でできる産業団地は用地造成まででして、その上の企業さんについては必要があれば適宜補助金を使って進出してきていただくこととなります。今後、復興をどういように進めていくかというのは、まず大きな方針があって、その中で、では、加速化交付金はどうしていくかというようになると考えております。

○伊藤（伸）委員 大きい方針があった上でこの加速化交付金の今後についてが決まっていくという話ですかね。今、そこはそうだなと思いつつも、最初、お話の中で、この加速化交付金自体も複数の事業をまとめている交付金だと、それが金額としては600億という大きい金額になるけれども、個々で見るとそれほどでもないというお話かなと思うのですが、そうしたときには、では、この加速化交付金全体としてのアウトカムは何なのかということは明確にしておく必要はあるのかなと思うのです。ただ、やはりレビューシートを見ていくと、加速化交付金全体のアウトカムは個々の事業によるとして明確になってないのですよね。そこがあって初めて今の話がつながってくるかなと思うのですけれども、そこは交付金としての最終的な長期アウトカムが何なのかなというところ、いかがでしょうか。

○復興庁 加速化交付金は平成26年にできて、それから、今、9つの小さな事業がぶら下がっている状態ですけれども、それまでに追加されてはなくなりというようなものを繰り返して、その時々ニーズに応じてやってきております。そのため、目的が若干違っているところもあります。一番大きい帰還環境整備ですと避難された方が戻ってきてくださる。ですから、その帰還環境整備全体のアウトカムとしては、迷っている方も戻りたいと思っただけというふうなものにしています。

あとは分かりやすいところと言えば、福島県立医科大学のほうで抗がん剤の実証をやっているものがありますけれども、それはそういったものを開発していくことだとか、それから、水産加工施設の整備でしたらそういった観点のものとか、その9つの小さな事業でやや完結しているところがありますので、そういった形ではアウトカムを設定しております。

○伊藤（伸）委員 ちょっと擦れ違いだなと思っていて、9つの事業ごとに成果目標を設定している。そこについてはまだちゃんと設定できていないものがあるというのは先ほどの行革事務局からの論点であったかなと思うのです。とともに、9つの事業を束ねた上でこの加速化交付金としては一体どこを目指しているのだろうか。個々はそうだなと思うのですけれども、それはやはりこの事業としては復興の加速化だから、それは一つとしては帰還する人をできるだけ増やしたいなのか、帰還する人がそこまで増えないかもしれないが、震災前までは増えないかもしれないが、個々の市町村の経済状況がよくなることなのか、何かそこは設定をしなければいけないのではないかなと思うのですが、すみません、同じ質問が2回になってしまいました、いかがでしょうか。

○復興庁 全体的な目標に関しては、やはり福島県が策定されている復興再生計画が参考になると思ひまして拝見させていただいております。県は県なりにKPIを定めたりしていろいろ目標を立てられていますので、そういったものの実現にも資するようなことに向けて事業ができたかなと思います。ただ、例えば福島県の計画でさえ帰還者の人数の目標はできるだけ増やすとなっていて、なかなか見通しがしにくい。それから、今、帰還困難区域をそのままにはできませんから、徐々に避難指示を解除する取組を別途行っておりますので、そうすると、果たしてどこまでやれば終わるのかというのはなかなか見通しづらいついておひます。

一方で、復興庁という組織自体は令和12年度で閉じるということになっておりますので、そこまでその先を考えずに同じように続けていきなりなくなるというのは本当に無責任な話だと思ひますので、そういったことも前提として、では、復興庁としてどうしていくべきかというのはこれから議論していくべきことだと思ひておひます。

○伊藤（伸）委員 まさに未来永劫、今の形が続くわけではないからこそ、徐々に徐々に今の効果を見ながら変えていく必要があると私も思っているし、今のお話はそうだったかなと思うのです。だからこそ、まずは加速化交付金全体としての成果目標は何なのかと設定したほうがいいなというのが一つ。

もう一つ、すみません。この事業については被災地域の12市町村が対象になっていると思ひのですが、先ほど示していただいた16ページ、避難指示解除地域の居住率とかGDPを作っていました。震災前に比べて経済状況が戻ってきているところもあるので、これはまさに今のお話のこれから未来永劫続くわけではないことの一つとして一律に10分の10、サポートをするというところから見直しをしていくということは考えられるのではないかな。もちろん、これは来年度までの検証の中でということかもしれませんが、そこはいかがでしょうか。

○復興庁 そのような論点に関して復興庁のやっております有識者の会議でも御意見はいただいております。もともと加速化交付金、その自治体が自主的、主体的に実施する取組を支援するというようなものになっておりまして、見直しに当たってもその12市町村の御意見をお聞きしながら、それから、県の意見をお聞きしながらやっております。ですので、一体どういうやり方ができるかというようなことは今後、関係者の間で議論していくことになるかと思っております。

○柴田事務局次長 それでは、伊藤由希子委員、お願いします。

○伊藤（由）委員 16ページの資料についてコメントと、それから、関連する質問を両方の事業に関連することで申し上げたいと思っております。

今現在の帰還、避難解除がされた方がどれくらい戻っているのかという数値なのですが、けれども、6万2000人に対して既に避難解除はされているものの、実際に実居住人数は1万7000人ということで、27.5%しか人口が戻っていないということですよ。あと6年後に設置期限を終える復興庁のいわゆる目標が児童数が増える、観光客が増える、施設の来場者が増えるといったかなり非現実的な目標値を6年後に設定していて、一方で、住民そのものが3割しか戻っていない。これはあまりにも乖離しており、目標のそもそもの見直しが必要ではないかということです。

この27.5%しか戻っていないことの事情には、帰りたいけれども、帰れないというよりは、帰還意向調査なども確認いたしましたところ、もう6割近く帰るつもりはないというような御回答も得られています。つまり、住んでいた方ですら帰るつもりがないというところに幾ら復興の予算をつぎ込むのか。特に除草の費用ですとかパトロールの費用ですとか人がいないところにどこまでお金をつぎ込むのかということの根本が問われているのかなと思っております。

GDPなどを見まして5000億円ということですが、そもそも復興予算が4200億円、毎年つぎ込まれていて、そのうちの4200億円の幾らかの部分はやはり地元のGDPとしてフローとなっているということを考えると、正味のこの町の生産性というのですかね。お金だけで全てを議論するわけではないのですが、やはり人が戻ってこないところのGDPがどれだけ上げられるのか、復興としてどれだけ数字が上げられるのかというのは甚だ怪しいところだと言わざるを得ないと思っております。

やはり今後、6年後に向けたソフトランディングといいますか、うまく円滑にある程度今後6年後の目標に向けて達成していくということ自体は大事だと思いますけれども、その際に今のままの構造だと、これも質問にも関わりますが、国から出ているものもある、省庁の予算に立て替えて県、市と出しているものもある。そうすると、同じようなものが2個、3個できてしまう。それぞれよかれと思ってつくったものが実は蓋を開けてみると2個、3個、同じものがあるということになりがちでありまして、やはりそういう構造自

体が支出の無駄を生んでしまうということと、あともう少し例えば6年後検証したときに懸念いたしますのが、これは国の責任だとか、これは県の責任だとか、これは市町村自身の責任、責任のなすりつけになってしまうのではないかとこのところを危惧しております。

ですので、やはり大事なのは復興庁としてやるべきこと、つまり、国としてやるべきことはここまで、県としてやるべきことはここまで、市町村で頑張ってもらうところはここまでと予算と役割の切り分けをまずしていただくとともに、やはり6年後という共通目標を政府として設定している以上は、復興庁でできる6年後はここまでですから、あとは県と市で頑張ってくださいというような復興の計画の立て方をぜひやっていただきたいと思えます。

質問は、一言、6年後の見直しですね。現状では児童数が増える、観光客が増える、施設の来場者が増えるというようなことを目標として掲げておりますけれども、これはさすがに見直すべきではないか、このような御計画は6年後に向けてあるのかという点について伺いたいと思います。

○復興庁 御質問ありがとうございます。

まず御質問に関して、恐らく行革事務局の説明資料の6ページだと思うのですが、これらは長期アウトカムの中であまりよろしくない判断されたものたちだと思うのですが、もともと加速化交付金、全体一括でのレビューシートしかなかったところ、2年前に復興庁公開プロセスの対象になりまして、そこで個別に分けたほうが良いということで個別事業について長期アウトカムを設定しておりまして、これ以外はそれなりに具体的な目標も設定しているところになります。

これらについてはそれぞれ事情があってやむを得ずこうなってしまうと、念のため紹介しますと、小中学校に関しては義務教育学校は、例えば塾であれば作った以上、定員を満たしたほうが良いのですけれども、小中学生がいる場所で学習の場を提供するために必要があれば整備していくものですので、児童生徒数のどれだけの数を目指すというのがなかなか設定しにくい。であれば、これが目標になってしまうのかもしれないのですけれども、これは文科省さんとして一生懸命これが適切なのではないかと考えた結果ですし、それ以外の2つもいろいろなパターンで検討した結果、こういったものになっております。これらが改善の余地があるというのでしたら、担当と相談しまして検討をしていきたいと思っております。

今後に関して言えば、復興庁、県市町村ではなくて、現時点でも復興庁以外の各省庁も復興施策をやっておりまして、復興事業の中にも各省庁が独自にやっているものもあります。もしかしたら、それらが重複しているのではないかとこの御意見が出ているのも承知しております。ですので、あとはこの後、今後どうしていくか。それから、仮に復興庁がなくなったとしても復興政策がなくなってしまうわけではなくて、各省庁の施策は続いていくわけですね。それに向けてどういうようにやっていったらいいか、令和13年度以降に

ついて各省とももう話、検討を始めておりますので、そういったことについて各省との連携を図って検討していくということになるかと思えます。

加速化交付金関係は以上です。

○伊藤（由）委員 ありがとうございます。

復興庁がなくなっても各府省庁に引き継がれるということであるということも、それ自体は事業の継続性、特に6年後で全てが終わるわけではないと思えますのでよいと思えますけれども、であるにせよ、やはりいろいろな目標が、例えば文科省がちゃんと学校を整備するというのが目標だったとしても、そもそも人が帰ってこないところに小学校も、観光施設も、いわゆる施設来場者も、そんな目標はつまり砂上の楼閣のようなものになってしまいますので、そもそも帰還したい人がちゃんと帰れて、帰還するつもりがない人がちゃんとそれなりに別の場所で生きがいだとか働き口だとかそういった生活の基盤を得ていくための支援であると思えますので、やはりもう少し丁寧な、住民の6万2000人のうち1万7000人しか実際に帰ってきていなくて、残りを100にする、つまり、あと4万何千人を帰ってくるようにしようと思うのはそもそも無理。つまり、無理やり引き連れてくるわけにもいきませんし、それぞれにもう震災から13年たって別の生活があるということを見ると、必ずしも帰還ありきでない政策というのも大事です。

帰還ありきでないとするれば、帰還を待つために除草するとかパトロールをするとか、そういうことに関する必要性とか必然性とか緊急性もやはり問われるべきなのかなと思っておりますが、その点は2点目に関する事業ですので、よろしければ。

○復興庁 お答えをさせていただきたいと思えます。

生環加速事業、御案内のことと思えますけれども、生活環境整備の部分と、それから、インフラ整備の部分とそれ以外の2つに分かれております。まず前者のほう、インフラのほうにつきましては、福島特措法に基づきまして除染と、それから、インフラの整備、特定帰還居住区域のインフラ整備と除染につきましては国の責任でやるものだと思っております。そういう意味でいうと、最終的な目標は避難指示を解除する、帰還困難区域の避難指示を解除することにあると思っております。そこは国の責任ですので、福島県がどうか市町村がどうかそういう話にはならないものだろうと思っております。

一方で、2つ目、インフラ以外の部分につきましてはおっしゃることは理解いたしております。これも過去の経緯もございまして今現在、国でやっておりますけれども、おっしゃるように最終的には復興庁がなくなった後は自治体のほうでやっていただかなければいけないという事情もございしますので、こちら辺につきましてはどういうやり方がいいのか、仕分け方がいいのかといったところにつきまして、自治体ともこれから相談してみたいと思っております。

○柴田事務局次長 では、石井委員、お願いします。

○石井委員 石井でございます。よろしくお願いします。

ちょっと質問。論点と少しずれてしまうかもしれないのですが、改めてで、事務局のほうの取りまとめしていただいている資料で、それぞれの事業について3ページ及び5ページで事業の概要を取りまとめられているところなのですが、この執行率について改めて。いろいろな事情があるといったところだと思うのですが、要求額、予算に対して執行率が福島再生加速化交付金のほうは令和5年度で79%であった。その前ももちろん、繰り越されてくるものもあると思うのですが、行っていないということ。それから、もう一つのほうの福島生活環境整備・帰還再生加速事業のほうについても執行率が大体6割を切るぐらいの水準であるといったところで、ここの乖離の要因、執行率がこのぐらいにとどまってしまっている要因というのを教えていただけますでしょうか。

○復興庁 まず加速化交付金ですけれども、その年度に計画していたものがその年度に執行できなくて繰越しをしたりとかということも行っております。理由としましては、特に大規模な整備事業が多いのですけれども、その土地の地権者さんと連絡が取れなくて用地買収が進まなかったりだとか、それから、いろいろ計画を立てていくに当たり、その年度内に間に合わなかったりだとか、市町村なり県は計画的に進めていくように努力はされていますが、やむを得ない事情で翌年にかかってしまうこともございます。それから、例えばこれは効率的にできたということになると思うのですが、入札の結果、そこまで金額が行かなかったというものは不要額として返したりもしています。

一方で、加速化交付金はハード事業が随分多いですから、何か新しい例えば市街地の整備だとか産業団地の整備だとか圃場整備だとかが前の年度に始められるようなことが起きてしまうと、何十億、百何億ぐらいのお金が急に必要になる可能性があります。お金がないから来年度にしてくださいというわけにはいきませんので、そろそろ計画ができそうだというようなものについて予算を確保して、その中で要望が上がってきたら、具体的な事業が固まってきたらやっていただけるようにしている結果のこの執行率になっています。

○復興庁 生環加速事業についてもお答えをさせていただきます。こちらのほう、生環加速事業のほうで不要になった要因などを見ていますと、大体多くのところが復興再生拠点区域の道路整備などで予算を組んでいたところ、実は調べてみると思ったほど路面の傷みがひどくなかったと、そこまで工事をしなくて済むということが分かりましたというようなことで実際には使わずに済んだというようなケースが多数ございました。

執行率、先ほど6割弱ぐらいだというお話がありましたけれども、これは後ほどまたレビューシートも御覧いただきたいと思うのですが、令和3年や令和4年、令和5年と大体3年間、大体毎年80億円から90億円ぐらいの予算を組んでいたところがございます。これ

に対しまして、今年度の予算が53億円、かなり精査をいたしまして圧縮を図りました。来年度も、令和7年度予算につきましても現在同額ぐらいで要求をしているところでございます。執行額そのものがそう大幅に減少することはないと思いますので、今年度以降につきましては執行率は上がるものと考えております。

以上です。

○石井委員 ありがとうございます。

そうしますと、この予算の額というものは、先ほどありました市町村のほうからの計画要請があってそこに対してということだと思えるのですけれども、それは比較、具体的にもってきているものなのですかね。こういうことをやりたいのだけれども、こういうものをつくりたいのだけれどもというお話があって、どのメニューに当てはまるかなというところで、そこで国が出す、そんな構造になっているという理解でよろしいでしょうか。

○復興庁 まず加速化交付金に関しましては、予算要求に当たりまして所要額調査というものをさせていただいております。大体来年度、こんなことを考えているというようなものを出していただいております。ただ、それが全くそのまま実行されるかというのは必ずしもそうではなくて、計画を立てていったところ、ある事業メニューよりも親和性の高い事業メニューがあったとか、そういった形で変更することもあり得ますけれども、まずは市町村でどのようなところに事業のニーズがあるかというのを聞きしてやっております。

○石井委員 ありがとうございます。

もう一つのほうも道路とかそういうのもそういうことなのかなと。

○復興庁 おっしゃるとおり、こちらのほうも所要額調査を毎年行っておりまして、例えば来年度につきましてはどこそこの町道のどこそこの区間をやりたいというようなことまでいろいろと御連絡をいただきまして、それで予算を積算しているということでございます。

○石井委員 ありがとうございます。

今回いただいている、先ほどのほかの先生方と同じようなところになってしまうのですけれども、今回復興庁のほうでまとめていただいた資料の中で、確かに中を拝見していると、すみません、ちょっとハード側に寄ってしまっていますが、こういう施設を造りましたとかこういう整理をしましたということが多くて、これらは確かに地図もあって、いろいろなところをやりまじただと思うのですが、こういうことをやりたいのだがという話があり、所要額がどのぐらいだという話があり、道路は、何か意地悪な言い方になってしまうが、やろうと思っていたが実はそんな傷んでいなかったみたいなことがこういうこともあるか

など思うのですが、そういういろいろな施設がこれはできましたという話であって、この施設ができたからこのようになりましたとか、そのことが先ほどもありました資料で言うところのなかなかこれを評価してくださいのは難しいと思うのですが、1-16のペーパーが今回人口の話とかGDPの話とかがあって、いろいろなものができました、整備しましたでどうなりましたみたいなのところをなかなか1-16の避難指示解除地域の人口・居住地・GDP等を一旦評価してくださいというのは難しいのかもしれないのですが、いろいろなものを要求されて必要だと認めて造りましたと。

復興庁、外部の有識者、こういう活動をしてきたで、一つ1-16のところは今までのいろいろなことをやってきた一つの成果というか、こういう形になったということだと思うのですけれども、そのつながりみたいなものというのはどういうようにこれから評価して、そこは先ほどと同じような話になってしまうと思うのですが、予算が要求があってつけて造って、その先がどうなっていくのかなみたいなのところをどういうように評価していこうとお考えでしょうか。

○復興庁 まず加速化交付金のほうですけれども、この1-16に関しては例えば総生産とかになってきますのでもっと幅広い事業に関わってくるとは思うのですが、例えば加速化交付金で分かりやすい例で帰還環境整備の農地の整備だとか、それから、農業施設の整備ですと、その圃場整備をした面積だとか農業産出額とか、その事業をやったらどのくらい産業が戻ってきたかというようなことをアウトカムに設定しております。また、市街地のほうも造ったものが100%活用されるというようなアウトカムを設定したりしています。ですので、何か施設を造ってそれがきちんと効果を発しているかというものについてはそれぞれの事業ごとのアウトカムで見ていくことになるのではないかなと思っております。

○復興庁 すみません、生環加速事業につきまして、インフラのほうにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。やはり最終的には避難指示を解除するということが我々の目的であろうと思っております。

問題は、加速のほうでございますが、こちらのほうにつきまして、やはり帰還の意思を持たれる方がいつでも帰還できるようにするということが一つ大きな目標なのかなと思っております。帰還を決めた理由について伺ってみますと、やはり例えば医療機関が開設したこととかいろいろとそうしたソフト面の事情も考慮した上で帰還することを決めたという方もいらっしゃると思いますので、そうしたところが一つターゲットになってくるのかなと思っております。

○石井委員 分かりました。ありがとうございます。

○柴田事務局次長 伊藤由希子委員、お願いします。

○伊藤（由）委員 先ほど農業のいろいろなアウトカムに関して御質問ありましたけれども、農業の復興ですとか農林水産業の復興というのは福島だけに限らず宮城でも岩手でも行われていることですので、ぜひ比較をしたものを見たいなど。つまり、福島の何か特別の枠組みでやったことによる効果はほかの自治体でやったことの効果よりどれぐらいプラスアルファになっているのかということを見ないと、特別に再生加速のための予算をつけていることの付加価値というか、その意味がきちんとは比較できないのかなと思います。

先ほど伊藤先生からお話があったとおり、福島の場合は農業者への無償貸与など、かなり一言で言うと優遇された形での農業の復興も検討されていると。その点からすると、農業の部分で被害を受けた、なかなか売れなくて困ったというようなことの事情はほかの自治体もおありかと思えます。そういった点からすると、やはり復興に対する支援の公平性という観点からどこまでが適切なのかということに関する議論がなされてもよろしいのではないかなと思いますが、その点について比較されていたり検証されていたりということとはございますでしょうか。

○復興庁 その施設整備の事業は東日本大震災復興交付金から続いていると聞いておりますので、岩手、宮城も同じような状況だったのかなとは思いますが、今の時点で実態について承知しているわけではありませんので、交付官庁の農林水産省にこの後、聞いてみたいと思います。

○伊藤（由）委員 あとそもそも論なのですが、その復興のための予算の半分近くが農業に使われているということなのですが、やはり農業が復興していただきたいという気持ちはもちろんありつつも、本当に農業に使うことがその復興のための資金の使い方としてベストなのかという考え方も大事だと思っていて、土地がある程度汚染されている可能性があるとかいろいろ風評被害があるとかそういったことを考えると、むしろ農業以外の産業で復興を図るとか、つまり、農業ぐらいしかある意味予算のつけ方としてうまくスキームにはめられないから農業予算が温存されているということになってほしくはないなと思っていて、常に復興というのは別に農業ありきではないので、農業以外の様々なチャンネルで復興し得る可能性があるのだとすれば、もっと様々な形でのトライアルというのですかね。

どうしてもある程度予算を初期に取ってしまうとずっとそれが持続してほかのものに、もしよりチャンスがありそうな復興の使い道があったとしてもそちらに予算が行かないというようなこともあり得ると思いますので、やはりある程度大きな支援をして、それありきになってしまうのではなくて、常にそれも見直してダウンサイズして行って、ほかの農業以外の産業に関するチャンスも広げて、そうしないとなかなかそもそも人口は戻ってこないと思うのですよね。

つまり、人口が戻ってこないのはなぜかと考えると、農業をしたい、土地があるという方は戻る意思がもしかしたらあるかもしれないけれども、必ずしも農業によらない生活をされている方にとっては、もしかしたらその町で暮らす、働くということの使い勝手が必ずしもよくはないのではないかとということも考えられるかと思えます。そういった意味で復興庁の理論は、毎年毎年こういう形で行政事業レビューに乗ってきますが、どうも住民目線の姿が見えないというか、本当に役に立っている支援なのか、その成果は何なのか。もっとほかに使うべきチャンスはあるのではないかとといったことの検証がちょっと不十分なように思われるので、あと6年という期限があることをある意味いいチャンスとして、やはりこれからの道のりというのをきちんと考えていただきたいなと思っております。

○柴田事務局次長 では、伊藤伸委員、お願いします。

○伊藤（伸）委員 質問の前に先ほどニコ生のコメントで、ここにいる人たちはみんな福島に行ったことがないのではないかとコメントがあったのですが、きっと復興庁の皆さんはしょっちゅう現場に行かれていますし、私も冒頭に申し上げたように春に行きまして、浪江の産業団地を見せてもらったりとか道の駅がとてもきれいになって、あの周りがすごい整備されているなどと思うので、そこは誤解のないように、現場を見た上でこの事業をやっているというのは僕が言うよりも多分復興庁の皆さんがそう思われているだろうなと思えます。

それを踏まえた上でなのですけれども、今、伊藤さんの話の中での農業施設の高付加価値の話で、これは加速化交付金の事業以外にももう一個別で復興事業で、この農業施設の高付加価値の補助金はあったのではないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○復興庁 多分それは令和3年度から農林水産省のほうで始められたものだと思います、ただ、そちらのほうは農林水産省のほうにお聞きいただければと思うのです。

○伊藤（伸）委員 先ほど冒頭の前半の話で広域化の話をして、たしか広域的な取組について補助事業、補助を出しているのではないかなと思うのです。となってくると、同じ今、加速化交付金としてまとめてやってはいるけれども、個別の補助と似通ってくるものはやはり出てくるのではないかなと思っております、これは何かどちらかという話ではないですが、統合することによって受け取る側も手続も確実にこれは省力化できるという部分もあるのではないかなと思うので、そこはやはりほかの事業も見た上での統合集約ということも考えられるのではないかなと思いました。これは一点。

もう一点が、すみません、生環加速のほうの事業なのですが、先ほどの議論の中で除草やパトロールについて避難指示が解除されたところについてもまだやっておられるということでしたか。

○復興庁 お答えいたします。この除草、パトロールにつきましては、原則としては避難指示がまだ出ているところではあるのですが、ただ、実際のところ、避難指示が解除されたところにつきましてもすぐに住民の方が帰ってくるわけではないということもございまして、除草、パトロール、避難指示解除されたところについてもやっております。

○伊藤（伸）委員 多分今、資料で除草が11億円弱ぐらい、パトロール15億ちょっと、26億円ぐらいあると思うのですが、その中で避難指示が解除されている地域は幾らぐらいかというのは分かるものなのですか。

○復興庁 この除草、パトロール、避難指示が出ているところと出ていないところと併せて契約しているというのはございますが、ただし、実際に例えば除草している面積ですとか、あるいはパトロールする距離数などから積算してみますと大体避難指示が解除されていないところ、帰還困難区域で約10億円弱で、それ以外、避難指示が解除されている部分で20億円弱ということになっております。

○伊藤（伸）委員 では、26億円ぐらいのうち、もちろん、いい悪いは別として事実として避難指示解除されているところのほうはまだ多いということですかね。

○復興庁 おっしゃるとおりでございます。

○伊藤（伸）委員 なるほど。これは金額の多寡ということではないと思うのですが、自治体によっては避難指示解除されて、では、自分たちでもやっっていこうというところもあるのではないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○復興庁 おっしゃるとおりで、12市町村全てで除草の事業を生環加速でやっているわけではございません。単費でやっている市町村もございます。

○伊藤（伸）委員 なるほど。そこは先ほど来、伊藤さんからも話がありましたけれども、まだ帰還している人が少ないから国がずっとやっっていくのだという考え、もちろんその考えはあると思うのですが、やはりそこは徐々に徐々にでも自治体の人たちとコミュニケーションを図ってここをやっっていこう、その自治体の中でやっっていこうということの働きかけというのかコミュニケーションというのは必要ではないかなと私は思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○復興庁 このところ、除草もパトロールも自治体のほうからかなり強い要望があっ

今、国でもまだやっているところではございます。また、26億円というお話がございましたけれども、これは仮に自治体で全部お任せしますと自治体にとってもかなりの負担にならざるを得ないということもあって、復興庁の一存でもうこうします、ああしますとはなかなか言いづらいものがございます。

ただ、先ほど来ございますけれども、復興庁も時限の組織でございます。必ずどこかのタイミングで復興庁の支援はなくなってしまう。そうしましたら、その後はもう自治体でやっていただくざるを得なくなります。そうしますと、復興庁がなくなる間際になって、では、これをどうしましょうかという話をし出したらやはり遅いと思いますので、本日はいただいた御意見も踏まえまして、なるべく早いうちから自治体のほうと今後どうするか、在り方を考えていきたいと思っております。

○伊藤（伸）委員 これは今の話に限らずですけれども、震災当初はこの原子力に限らずほかの県についても同じように全額国費というものはあったのだと思います。そこから時間がたってきて状況に応じて少しずつでもやはり自立をしていくということ、これは政府としても目指していて、コミュニケーションを図りながらそこは少しずつ解除していったというところがあるかなと思います。

繰り返しになりますけれども、この福島はほかの2県とはちょっとまた違う特殊性があるからこそ、まだまだあと6年、7年という期間がある。今お話があったようにその中で、では、どうやってある程度13年度までにめどをつけていくのか、きっとそれを考えるときにまたこの10年度とか11年度に、では、どうしようかとなるよりも、一応今、来年度までに復興全体の見直しをするというタイミングをしっかりと復興庁としても捉えていく必要があるのではないかなと思いました。最後、意見になりました。

○復興庁 おっしゃるとおりだと思いますので、なるべく速やかに自治体との交渉を始めたいと思います。

○柴田事務局次長 ほかにいかがでしょうか。

では、伊藤由希子委員。

○伊藤（由）委員 先ほど来議論している中で、やはりどうしても思ってしまうのがグレーゾーンがとても多いなところだと思います。先ほどの御説明では、例えば避難指示を解除することが目的だから、それまでは国がやりますということだったのですけれども、実際に解除されても国がやっている。復興庁は6年後になくなりますから、もうその後は自治体でという話もありましたけれども、復興庁が6年後になかったら、では、今度は各省庁で予算を引き継ぎますというようなこともある。そうすると、一体どこまでが復興なのだろうなということがやはりどうしてもいろいろな意味でグレーになってしまう。

グレーであるということは、現実には計画どおりにいかないのが難しく、ある程度グレーな部分はどんな事業でもあると思うのですけれども、やはりこの復興をどういうプロセスでやっていくのかということはいくらもいろいろな災害に恐らく見舞われるであろう日本の国の中でどういように予算のめり張りをつけて、どこまでやはり国の責任でやっていくのかということに対する一つのコミットメントを示す意味でとても重要な事例だと思いますので、あまり流されずというのは変ですが、しっかりやっていただきたいというのがまず思うところです。

あとどうしても思うのは、自治体の環境保全のため、農地の整備のために幾らその場所の自治体にお金を投じたとしても、そこから避難を余儀なくされた方の生活が本当に改善されているのかということのアウトカムにつながっているように見えないというところだと思うのです。帰ってくればいいのではないというようなことが一つのゴールだと、やはり避難を余儀なくされた方が、では、ほかの町で生活を立て直したいときにどれくらい国からの支援が得られるのかということも含めていろいろな意味での公平性が担保されることが大事なと思いますので、その意味での受益者にとっての公平性とか透明性というところも確保していただきたいなと思います。

以上です。

○柴田事務局次長 何か復興庁側から今の件、コメントございますか。どうぞ。

○復興庁 すみません。今の御意見、御質問に直接答える形ではないのですが、その前の伊藤先生の御発言で農業に偏っているようなことをおっしゃっていたような気がするのですが、この帰還環境整備の事業をやるに当たっては、県や市町村がそれぞれ事業計画を立てておまして、それに基づいて事業をやっております。ですから、その農業関係の事業メニューについてニーズがあったということであって、復興庁なり、もしかしたら農水省なりでそちらに誘導していったということはありません。

そのような形で、やはりその地域の方々が一体何を望んでらっしゃるかというのをベースにやっておりますので、今日いただいた様々な御意見を参考にしながらこれから検討を進めていくことになっていきますけれども、ステークホルダーとして県や市町村もいて、関係省庁もいて、復興庁もいて、みんなで一体どうしていったらいいかというようなことを考えていきたいと思っております。

○伊藤（由）委員 言葉足らずだったかもしれませんが、ニーズがあるということはそうだと思います。ただ、そのニーズがあるけれども、国が10分の10出すというのと、ニーズがあって自治体が3分の1は負担するというのとではやはりそのニーズの立て方は違ってくると思うのですよね。全部出してくれるのだったらこれもあれもというようにどうしてものなってくる部分はあると思うので、その部分はやはり補助率なども含めてきちんとイン

センチブを設計していただきたいなと思います。

○柴田事務局次長 では、伊藤伸委員、お願いします。

○伊藤（伸）委員 これは先ほどと今も同じお話だったかなと思うのですが、この市町村で決めたものについて国から補助をする。実は市町村から国、市町村と国は直接のスキームは実はそんなに多くはなくて、要は県が間に入って県が取りまとめをした上で国が補助を出すというのが従来事業としては一般的なパターンかなと思うのですが、これは先ほど来のお話で行くと、やはり当初は個々の市町村、県も含めて混乱をしている中で一番地域に近い市町村ニーズを酌み取って、それを直接補助するという考え方から来ていると思ってよろしいですかね。

○復興庁 はい。そのとおりです。

○伊藤（伸）委員 ここも大分時間がたってきている中で、結果、同じ話をしているかもしれないですが、広域的なこととかを考えようとすると、なかなか一市町村だけで考えることは難しいからこそ、県が取りまとめをした上で例えば類似の事業については、ここは一緒にやろうかとかというようなことを県が間に入るということは可能ではないかな、逆に県としてはそれを望むのではないかなと思ったのですが、もし何かこれまでの検討の経緯があったら教えていただきたいのです。

○復興庁 これまでの復興庁の有識者委員による会議においてもそのような御意見は出ておりますので、県を経由すべきかどうかというのも検討課題の一つになると考えております。

○柴田事務局次長 それでは、水戸委員、お願いします。

○水戸委員 ありがとうございます。

今の座長のお話ともつながるのですが、復興庁としてあと6年しかない中で、これまでの復興の現在地みたいな検証はされているというお話も伺ってはおります。ただ、その後、最後になったときにどう各省庁や県や市町村に渡していくかという話が今のお話だったと思うのですが、そこはやはり情報が集中される復興庁が中心になってグランドデザインを考えていただきたいかなと思います。もちろん、それは政治の話ですというのが答えかもしれないのですが、やはりその政策をつくる上での一次情報とか一次提案は復興庁さんが一番ふさわしいのではないかなと思いますので、大変な作業とは思いますが、ぜひよろしくをお願いします。これはエールになってしまいますけれども、よろし

くお願いします。

○柴田事務局次長 それでは、時間も近づいてまいりましたので、伊藤伸委員には取りまとの準備に入っていただきたいと思います。この間、多少の時間はありますので、もし何か補足的にコメントがあればこの間もいただいても結構です。

では、石井委員、お願いします。

○石井委員 今後に向けてといったところだと思うのですが、改めて、これはもともと福島再生加速化交付金というすごく大きなもので、ただ、それがすごく大きいので非常に事業のメニューを細かくやって、事業のメニューを細かくすることで、それぞれの事業がどう刺さったのかとかどう効果が出たのかというのが分かる形だと思うのですが、例えば今日の資料の1-4のところ福島再生加速化交付金の対象事業一覧ということで49事業、49メニューがすごくあって、やはりこういったことも当然というか決めつけてはいけないと思うのですが、見直しというか、それぞれの事業がどう、やはり細かくすることで、よく短期的なアウトカムが取りやすいとかそういうことだと思うのですが、ぜひ似たような話があるのではないかとかそういった部分はすごくあると思いますので、またメニューがすごく多いとこれは難しいかなという感じもしますので見直し、すごく大きな転機だと思いますので、メニューそのものも見直しということは必要なかなと思いたのでコメントとしてさせていただきます。

以上です。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

では、ほかに何か。まだ若干時間はございます。

では、伊藤由希子委員。

○伊藤（由）委員 いろいろ申し上げて結論が出なかったかもしれませんが、結局やはり私たちが見たいのは、何かお金を国がつけたからこうなったというアウトカムだけではなくて、現地の人が住みたい、帰りたいという人が増える、ないし別の選択をしたがもう立ち直ってしっかり生活再建しているとか、そういうことのアウトカム。被害を受けた方が何万人いらっしゃる、その方が今、こういう生活をされていますというような利用者視点というのですかね。利用者目線での成果を見たいと思いますし、そういったものを出していただければなと思います。

私も実際に福島に行ったことはありますけれども、そのときにどうしても復興予算がつくのは国の責任として当然とはいえ、どうしてもそれがあつたほうが楽だとか、あつたほうがいわゆる避難解除、避難指示をされていたほうがいろいろもろもろの補助が得られるからそのほうがよいのだというような、全ての方ではないにせよ、そういった御意見もゼ

口ではなかったと。そういった方がなくなるというか、皆さんが復興に向けてポジティブな気持ちになれるということが一番大事なかなと思っておりますので、今後とも6年間の中でぜひ御尽力をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○柴田事務局次長 それでは、最後に、伊藤伸委員から取りまとめのコメントをお願いいたします。

○伊藤（伸）委員 皆さんの御意見を踏まえて取りまとめをいたします。総論と2つの事業で分けたいと思います。今、作ったのを読み上げますね。

まず総論です。

原子力災害被災地域は、これまでの取組により復興・再生に向かいつつあるものの、今なお課題が残されているため、引き続き、効果的に対策を進めていく必要がある。令和7年度に予定されている復興事業全体の見直しにおいては、両事業の成果や課題について十分検証を行い、その結果を令和8年度以降の取組に生かすべきである。

両事業とも非常に多くの個別事業の集合体であり、主な個別事業の中で成果目標・指標が未設定・不明確なものにおいては、個別事業の検証がしっかり行えるよう、定量的な成果指標や目標値を設定すべきである。また、加速化交付金全体としての目標も復興庁として設定をする必要がある。復興施策は、財源となっている復興特別所得税の負担を行っている国民に理解されるよう、検証と見直しのPDCAサイクルをしっかりと機能させるべきである。

両事業の対象となる12市町村の中でも、避難指示解除の時期をはじめとする復興状況、経済状況は異なっており、必ずしも一律ではなく、地域の状況に合わせた見直しが必要である。また、各地域の住民の帰還意向の有無を前提に、必要な事業を精査すべきである。

加速化交付金のほうに行きます。

被災地向けの事業でも、既に岩手県、宮城県を中心に自治体負担を入れた経緯や、被災地の自立を目指すという復興の考え方も踏まえ、一律に国が負担をしているという現行制度の在り方について検討すべきではないか。また、地域の状況に合わせて、事業の対象地域も検討すべきではないだろうか。

あと農業のこと、大変多く議論が出ました。福島農業に対する特例的な支援により目指すものを明らかにすべき。特に、農業関係施設や機械については、市町村自らが整備・購入して農業者に無償貸与しているが、より効果的な事業とするために、ほかの農業施策と同様に、農業者による整備・購入の補助という形での見直しも検討すべきではないか。

国から市町村に直接交付している個別事業が多いが、市町村の現場に近い県が市町村ニーズを踏まえて配分する仕組みも検討すべきである。その際、例えば農業施設などの整備において、複数の市町村で連携するよう工夫すべきではないか。

非常に多くの個別事業の集合体となっているが、福島再生加速化交付金で実施している

事業の中には、例えば農業施設の整備について、この交付金以外の復興施策、農水の事業において似ているものも見受けられるので、類似事業との整理・統合を検討すべきである。

生環・帰還再生加速事業ですね。

この事業においては対象地域の様々な環境整備を国自らが行う形となっているが、例えば除草や防犯パトロールについては自治体自らが行っている場合が多く、避難指示が解除された地域の除草や防犯パトロールについては、ほかの市町村における取組も踏まえて事業の在り方について見直す必要がある。

これは全体、最後、総括になりますが、来年度行われる復興事業全体の在り方の見直しを行う中で本日の指摘について踏まえていただきたい。

以上です。

○柴田事務局次長 どうもありがとうございました。

ほかの委員から補足は大丈夫でしょうか。

それでは、以上を取りまとめさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本テーマに係る議論を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

次のテーマは13時開始予定でございます。